



高圧ガス保安協会  
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

令和5年度新エネルギー等の保安規制高度化事業  
(新エネルギー技術等の安全な普及のための高圧ガス技術基準作成)

# 燃料電池関連規制見直しに係る新制度の説明 (容器保安規則等関係)

2024年3月

特別民間法人 高圧ガス保安協会

機器検査事業部門

保安技術部門

# 1 新制度に係る法令等の改正状況

- 高圧ガス保安法（令和4年6月22日 法律第74号）
- 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令  
(令和5年9月6日 政令第275号)
- 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令  
(令和5年9月6日 政令第276号)
- △ 一般高圧ガス保安規則（令和5年12月21日 省令第61号）
- △ コンビナート等保安規則（令和5年12月21日 省令第61号）
- △ 容器保安規則（令和5年12月21日 省令第61号）
- △ 国際相互承認に係る容器保安規則（令和5年12月21日 省令第61号）
- 容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示  
(令和5年12月21日 告示第67号)
- 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（令和5年12月21日 告示第67号）
- 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）  
(令和5年12月21日 20231212保局第1号)

法令等に関しては、次のように略語を使用しています。

略称	正式名称
高圧法	高圧ガス保安法
車両法	道路運送車両法
政令	高圧ガス保安法施行令
一般則	一般高圧ガス保安規則
コンビ則	コンビナート等保安規則
容器則	容器保安規則
国際容器則	国際相互承認に係る容器保安規則
政令関係告示	高圧ガス保安法施行令関係告示
容器則細目告示	容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示
国際容器則細目告示	国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示
基本通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）

## 2 適用除外等

### 2.1. 高压法の適用除外となる自動車内における高压ガス

#### ○改正内容

#### 高压ガス保安法

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第三条 この法律の規定は、次の各号に掲げる高压ガスについては、適用しない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 <u>道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第五項に規定する運行の用に供する自動車（政令で定める種類のものに限る。）の装置（政令で定めるものに限る。）内における高压ガス</u></p> <p>六～九 (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第三条 この法律の規定は、次の各号に掲げる高压ガスについては、適用しない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五～八 (略)</p>

## 2 適用除外等

### 2.1. 高压法の適用除外となる自動車内における高压ガス

#### ○改正内容

#### 高压ガス保安法施行令

改正後	改正前
<p>(適用除外) 第二条 (略)</p> <p>2 <u>法第三条第一項第五号の政令で定める種類の自動車は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）であって、<b>圧縮水素</b>、<b>圧縮天然ガス</b>又は<b>液化天然ガス</b>を燃料とするものとする。</u></p> <p>3 <u>法第三条第一項第五号の政令で定める装置は、<b>原動機</b>（道路運送車両法第四十一条第一項の技術基準に適合するものに限る。）及び<b>燃料装置</b>（当該技術基準に適合するものに限る。第十条の三において同じ。）とする。</u></p>	<p>(適用除外) 第二条 (略) (新設)</p>

# 2 適用除外等

## 2.1. 高压法の適用除外となる自動車内における高压ガス

### ◆ 解説

- 下表の赤枠内の車両カテゴリー及びガス種を高压法の適用除外とする。

車両カテゴリー		道路運送車両法の規定 (道路運送車両法施行規則第1条、第2条)		例(四輪)	例(二輪)	ガス種※
自動車	普通自動車	小型自動車・軽自動車(軽)・大型特殊自動車(大特)・小型特殊自動車(小特)以外の自動車		普通乗用車(3ナンバー) 大型トラック(1ナンバー) バス	-	圧縮水素(CHG)
	小型自動車	四輪以上 4.7x1.7x2.0m以下 2L以下 軽・大特・小特以外	二輪・三輪で、 軽・大特・小特以外	小型乗用車(5ナンバー) 小型トラック(4ナンバー)	251cc以上	圧縮天然ガス(CNG)
	軽自動車	三輪以上 3.4x1.48x2m以下 0.66L以下 大特・小特以外	二輪 2.5x1.3x2m以下 0.25L以下 大特・小特以外	軽自動車(軽四)	126cc~250cc (軽二輪)	液化天然ガス(LNG)
	大型特殊自動車	小特以外の特殊な構造の自動車		ショベルローダ、ロードローラ、フォークリフト、ロータリ除雪自動車、ホイールクレーン等の特殊な構造の自動車		液化石油ガス(LPG)
	小型特殊自動車	4.7x1.7x2.8m以下かつ15km/h以下の特殊な構造の自動車 又は 35km/h未満の農耕作業用自動車		農耕トラクタ等の農耕作業用自動車		
原動機付自転車(原付)	三輪以上 0.050L以下 0.60kW以下	二輪 0.125L以下 1.00kW以下	50cc以下 0.60kW以下	125cc以下 1.00kW以下		※主に自動車の動力伝達装置の駆動用燃料として使用するもの

## 2 適用除外等

### 2.1. 高压法の適用除外となる自動車内における高压ガス

#### ○改正内容

高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）

（1）高压ガス保安法及び高压ガス保安法施行令の運用及び解釈について I. 高压ガス保安法関係

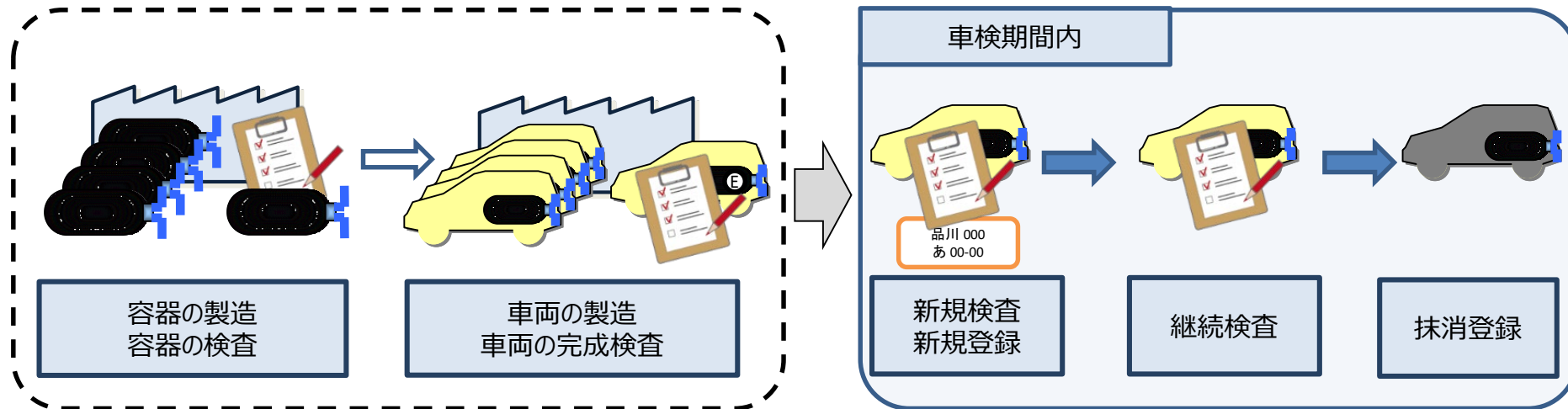
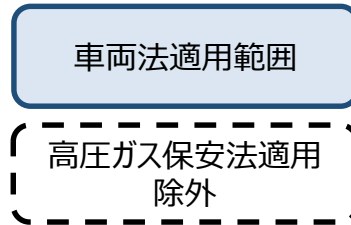
改正後	改正前
<p>第3条関係（適用除外）</p> <p>（1）第1項第5号中「運行の用に供する自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車検査証が有効である自動車をいい、当該自動車の装置内の高压ガスについて高压ガス保安法の適用が除外されることから、当該装置に組み込まれる容器については道路運送車両法が適用され、高压ガス保安法第41条から第56条の2の2まで及び第60条から第63条までの規定は適用されないこととなる。当該容器に係る高压ガス保安法の適用除外は、高压ガス保安法第41条の規定が適用されないため、その製造段階からであるが、「運行の用に供する自動車」の装置に組み込まれる容器でなくなった場合のため、高压ガス保安法第49条の4の2及び第56条第5項を規定している。</p> <p>（略）</p> <p>（2）（略）</p>	<p>第3条関係（適用除外）</p> <p>（1）第1項第6号中「電気工作物」の適用範囲となる「液化ガス用貯槽」は、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の全部を改正する省令（平成9年通商産業省令第51号）」の施行に伴い、平成9年6月1日以降に施設されるものについては、燃料用以外の液化ガス用貯槽も対象に含めるものとし、同年6月1日現在で施設され、又は施設に着手されているものについては、「液化ガス燃料設備」に限られるものとする。</p>

# 2 適用除外等

## 2.1. 高压法の適用除外となる自動車内における高压ガス

### ◆ 解説

凡例：



令和3年10月 燃料電池自動車等の規制の在り方検討会 最終報告書より抜粋



## 2 適用除外等

### 2.2 適用除外容器への充填に際する刻印及び表示の確認

#### ○改正内容

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）

（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について I. 高圧ガス保安法関係

改正後	改正前
<p>第48条関係（充填）</p> <p>（1） <u>道路運送車両法の適用を受ける燃料装置用容器への充填においては、自動車検査証が有効である自動車として公道を走行しているものが前提であり、臨時運行許可等を受けていない自動車検査証が有効でない自動車による公道の走行自体が道路運送車両法等の違反として罰則を受けることになることに鑑み、充填時に、充填可能期限及び容器再検査期限について、逐一その自動車検査証を確認することまでは要しないこととする。</u>なお、これは自動車検査証が有効でない自動車に充填すること又は充填されることを許容するものではない。</p> <p>（2） （略）</p>	<p>第48条関係（充填）</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p>

## 2 適用除外等

### 2.2 適用除外容器への充填に際する刻印及び表示の確認

#### ◆ 解説

##### 高圧法第48条（充てん）【抜粋】

高圧ガスを容器（再充てん禁止容器を除く。以下この項において同じ。）に充てんする場合は、その容器は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- 一 刻印等又は自主検査刻印等がされているものであること。
- 二 第四十六条第一項の表示をしてあること。

- 高圧ガスを容器に充填する場合、その容器は刻印等及び表示がされているものでなければならず、充填者はその有無について確認しなければならない。
- 自動車検査証が有効である自動車の容器内のガスは、高圧法適用除外となり高圧ガスではないため、その容器は「高圧ガスを充填するための容器」ではなく、充填時に刻印等及び表示の確認を要しない。
- 刻印等及び表示の確認を不要とするためには自動車検査証が有効であることを確認する必要があるが、公道を走行している時点で自動車検査証が有効であると考え、充填時に自動車検査証を確認することまでは要しないことが規定されている。

## 2 適用除外等

### 2.3 完成検査修了証が発行されている容器等の検査（試験又は検査の省略）

#### ○改正内容

容器則第6条（容器検査の方法）【抜粋】

三 経済産業大臣が材料、肉厚、構造等が適切であると認められた容器であって、かつ、**相当と認められる材料の品質及び容器の強度を示す図書**その他の容器検査に必要な資料を備えているものについては、当該資料に係る試験又は検査を省略することができる。

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）  
（9）容器保安規則の運用及び解釈について

改正後	改正前
<p>第6条関係</p> <p>第3号中「<b>経済産業大臣が材料、肉厚、構造等が適切であると認められた容器</b>」とは、次のものをいう。</p> <p>(1) 輸入する容器 (略)</p> <p>(2) 国内で製造する容器 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示に基づく容器検査に合格しているものであって、新規検査を受検していない容器</p> <p>また、同号の「<b>相当と認められる材料の品質及び容器の強度を示す図書その他の容器検査に必要な資料</b>」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）に基づく自動車の型式の指定を受けた者が自ら当該自動車の検査を実施し、構造、装置及び性能が車両法の保安基準に適合するかを検査した資料とする。</p>	<p>第6条関係 (略) (略) (新設)</p>

## 2 適用除外等

### 2.3 完成検査修了証が発行されている容器等の検査（試験又は検査の省略）

#### ○改正内容

##### 容器則第16条（附属品検査の方法）【抜粋】

三 経済産業大臣が材料、肉厚、構造等が適切であると認めたと認められた附属品であって、かつ、相当と認められる材料の品質及び附属品の強度を示す図書その他の附属品検査に必要な資料を備えているものについては、当該資料に係る試験又は検査を省略することができる。

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）  
（9）容器保安規則の運用及び解釈について

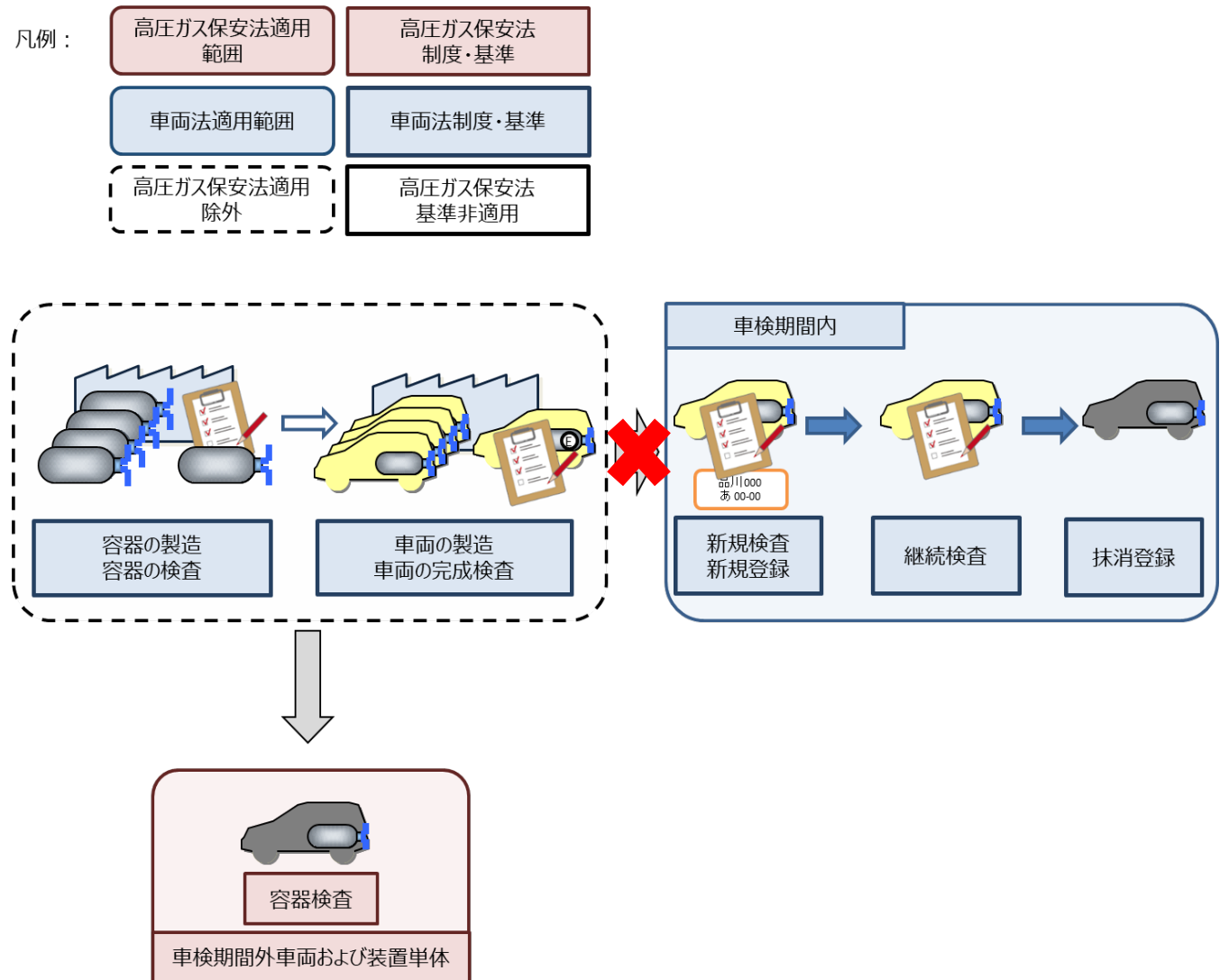
改正後	改正前
<p>第16条関係</p> <p>第3号中「経済産業大臣が材料、肉厚、構造等が適切であると認めたと認められた附属品」とは、次のものをいう。</p> <p>(1) 輸入する附属品 (略)</p> <p>(2) 国内で製造する附属品 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示に基づく附属品検査に合格しているものであって、新規検査を受検していない附属品</p> <p>また、同号の「相当と認められる材料の品質及び附属品の強度を示す図書その他の附属品検査に必要な資料」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示に基づく自動車の型式の指定を受けた者が自ら当該自動車の検査を実施し、構造、装置及び性能が車両法の保安基準に適合するかを検査した資料とする。</p>	<p>第16条関係 (略) (略) (新設)</p>

# 2 適用除外等

## 2.3 完成検査修了証が発行されている容器等の検査（試験又は検査の省略）

### ◆ 解説

- 容器の製造段階では車両法に基づく新規検査を受検する予定であったが、私有地走行専用とする等の理由により、新規検査を受検しない事となった場合、高圧法第44条の容器検査を受検しなければならない。
- 型式指定を受けている自動車にあっては、申請者自らが自動車の基準適合性を検査する完成検査が行われることとなるので、その結果をもって当該資料に係る試験又は検査を省略することができる旨を規定している。



# 3 運行の用に供する自動車の装置内の容器等であったものの取扱い

## 3.1 高圧法の刻印とみなされる車両法の表示

### ○改正内容

#### 高圧ガス保安法

改正後	改正前
<p><u>(自動車の装置内の容器等であったものの取扱い)</u></p> <p><u>第四十九条の四の二 第三条第一項第五号に規定する装置（以下この条及び第五十六条第五項において「自動車の装置」という。）内の容器及びその附属品（<a href="#">経済産業省令で定めるものに限る</a>。第五十六条第五項において同じ。）であつて、この法律に基づく次の各号に掲げる検査に相当するものとして政令で定める検査によりその基準に適合するとされたものである旨の表示がされているものが、自動車の装置に組み込まれるものでなくなった場合には、第四十四条第一項、第四十六条第一項第一号、第四十八条第一項第一号、第三号及び第五号並びに第四項、第四十九条の二第一項並びに第五十四条第二項後段の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、当該検査をそれぞれ次の各号に掲げる検査とみなし、当該表示をそれぞれ次の各号に定める刻印とみなす。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li><u>一 容器検査 第四十五条第一項の刻印</u></li><li><u>二 容器再検査 第四十九条第三項の刻印</u></li><li><u>三 附属品検査 第四十九条の三第一項の刻印</u></li><li><u>四 附属品再検査 前条第三項の刻印</u></li></ul>	<p>(新設)</p>

# 3 運行の用に供する自動車の装置内の容器等であったものの取扱い

## 3.1 高圧法の刻印とみなされる車両法の表示

### ○改正内容

#### 容器保安規則

改正後	改正前
<p>(法第四十九条の二第一項及び法第四十九条の四の二の容器の附属品)</p> <p>第十三条 <u>法第四十九条の二第一項本文及び法第四十九条の四の二</u>の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 <b>バルブ</b> (再充填禁止容器以外の容器に装置されるものに限る。)</p> <p>二 <b>安全弁</b> (第十九条第一号に掲げる容器に装置されるものに限る。)</p> <p>三 <b>緊急しゃ断装置</b> (第十九条第三号、第四号及び第五号に掲げる容器に装置されるものに限る。)</p> <p>四 <b>逆止弁</b> (国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるものに限る。)</p>	<p>(<u>法第四十九条の二第一項の容器の附属品</u>)</p> <p>第十三条 <u>法第四十九条の二第一項本文</u>の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p>

# 3 運行の用に供する自動車の装置内の容器等であったものの取扱い

## 3.1 高圧法の刻印とみなされる車両法の表示

### ○改正内容

#### 高圧ガス保安法施行令

改正後	改正前
<p><u>(政令で定める検査)</u> 第十条の三 法第四十九条の四の二の政令で定める検査は、道路運送車両法第五十九条第一項の<u>新規検査</u>、同法第六十二条第一項の<u>継続検査</u>、同法第六十三条第一項の<u>臨時検査</u>、同法第六十七条第三項の<u>構造等変更検査</u>及び同法第七十一条第一項の<u>予備検査</u>の一部として行われる燃料装置の検査とする。</p>	<p>(新設)</p>

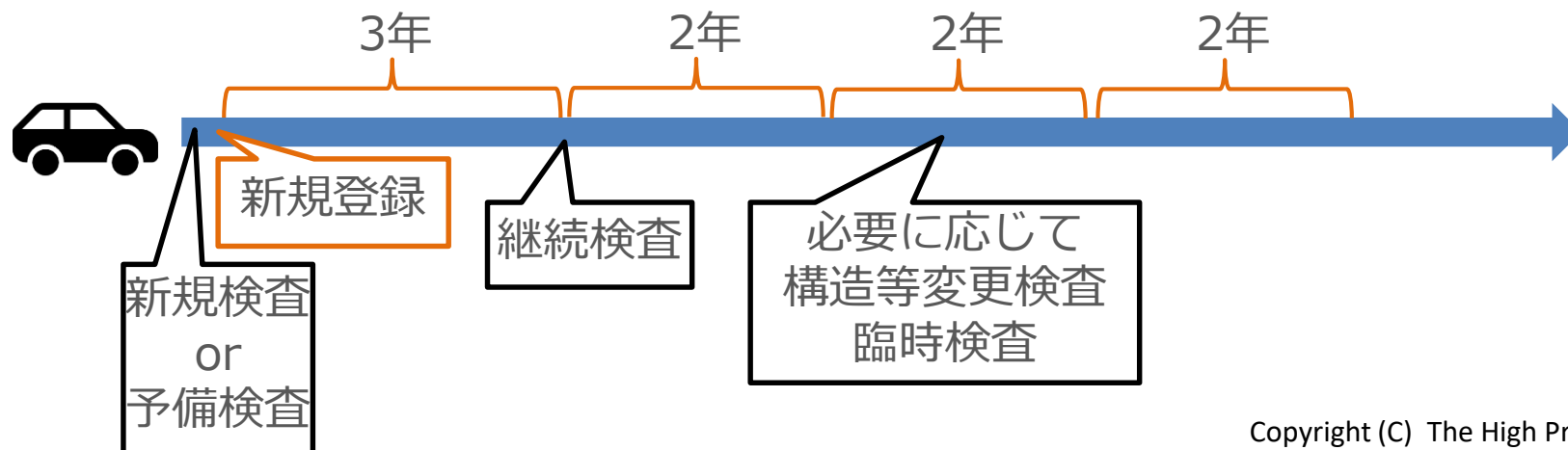


# 3 運行の用に供する自動車の装置内の容器等であったものの取扱い

## 3.1 高圧法の刻印とみなされる車両法の表示

### ◆ 解説

車検の種類	概要
新規検査	新車や一度抹消登録した自動車が新たに登録し、ナンバープレートの交付を受けるために受検する検査。
予備検査	新車や一度抹消登録した自動車が、所有者が定まる前に受検する検査。「自動車予備検査証」が交付され、それをもってナンバープレートの交付を受けることができる。
継続検査	自動車検査証の有効期間を延長するために受検する検査。一般的に「車検」と呼ばれているものは「継続検査」を指している。
構造等変更検査	使用過程において自動車を改造する等により保安基準に適合しなくなるおそれが発生した場合に受検する検査。
臨時検査	一定の自動車について、保安基準に適合していないおそれがある場合に、国が公示して行う検査。



# 3 運行の用に供する自動車の装置内の容器等であったものの取扱い

## 3.1 高圧法の刻印とみなされる車両法の表示

### ○改正内容

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）

（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について I. 高圧ガス保安法関係

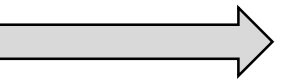
改正後	改正前
<p><u>第49条の4の2関係（自動車の装置内の容器等であったものの取扱い）</u></p> <p><u>本文中「自動車の装置に組み込まれるものでなくなった場合」とは、<b>自動車の装置から取り外され、又は自動車自体が道路運送車両法の適用を受けないものになる</b>などし、道路運送車両法の適用を受けるものではなくなった場合をいう。</u></p> <p><u>なお、修理のために一時的に取り外したものや中古自動車販売している間に自動車検査証が有効でなくなったものについて、ただちに高圧ガス保安法を適用するものではなく、個々の事案の状況を踏まえて判断する必要があることに留意すること。</u></p>	<p>（新設）</p>

# 3 運行の用に供する自動車の装置内の容器等であったものの取扱い

## 3.1 高圧法の刻印とみなされる車両法の表示

### ◆ 解説

#### 一時抹消登録の流れ



- ・ 容器
- ・ 附属品
  - バルブ
  - 安全弁
  - 緊急しゃ断装置
  - 逆止弁

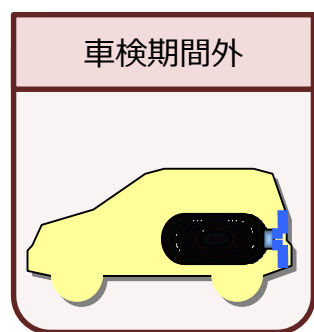
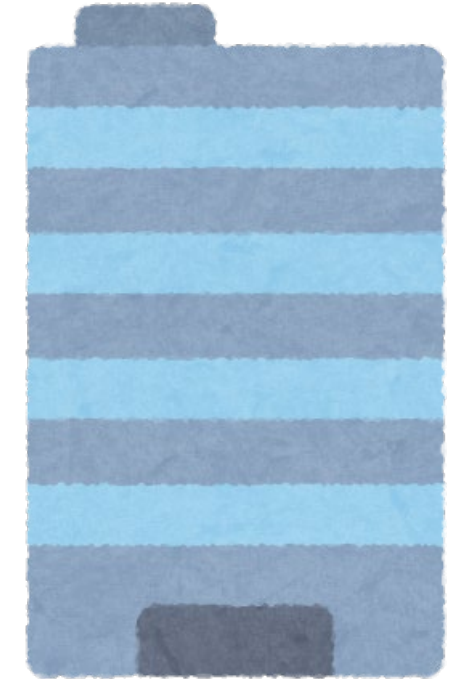


- ・ 新規検査
  - ・ 予備検査
  - ・ 継続検査
  - ・ 構造等変更検査
  - ・ 臨時検査
- により基準適合性を確認した証

返納



運輸支局・軽自動車検査協会



登録識別情報等通知書

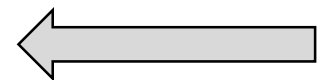


自動車検査証返納証明書



又は

交付

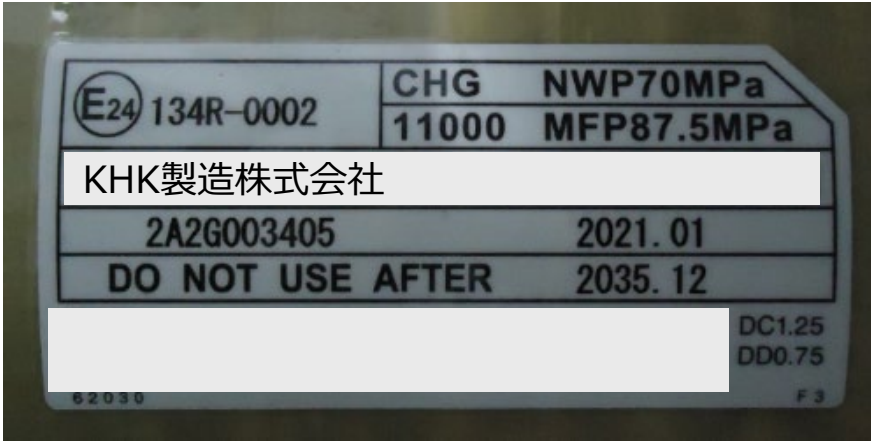
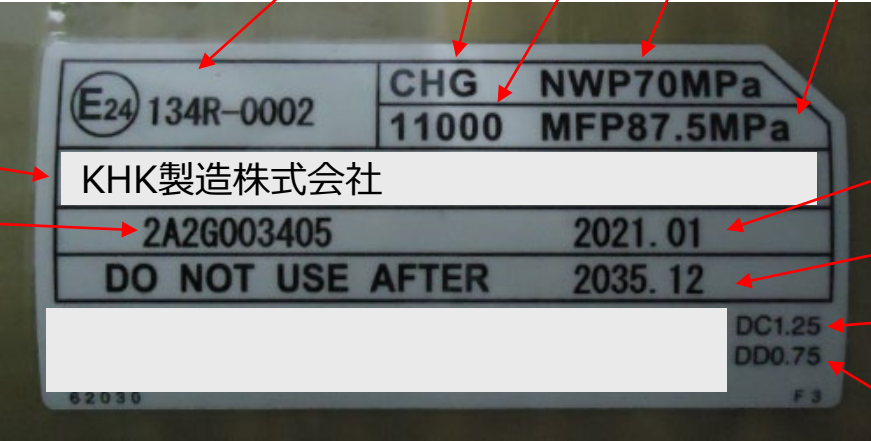


# 3 運行の用に供する自動車の装置内の容器等であったものの取扱い

## 3.1 高圧法の刻印とみなされる車両法の表示

### ◆ 解説

「車両法の基準に適合するとされたものである旨の表示」とは、車両法で規定する刻印等及び登録識別情報等通知書もしくは自動車検査証返納証明書である。

車両法の表示	高圧法の刻印									
 <p>           E24 134R-0002            CHG NWP70MPa            11000 MFP87.5MPa            KHK製造株式会社            2A2G003405 2021.01            DO NOT USE AFTER 2035.12            DC1.25 DD0.75            62030 F3         </p>	 <p>           E24 134R-0002            CHG NWP70MPa            11000 MFP87.5MPa            KHK製造株式会社            2A2G003405 2021.01            DO NOT USE AFTER 2035.12            DC1.25 DD0.75            62030 F3         </p> <p> <i>(Red arrows point to:)</i>            UNR認可番号 (UNR approval number)            高圧ガスの種類 (High pressure gas type)            試験のサイクル回数 (Number of test cycles)            公称使用圧力 (Nominal service pressure)            最高充填圧力 (Maximum filling pressure)            製造業者 (Manufacturer)            製造番号 (Manufacturing number)            製造年月 (Manufacturing date)            充填可能期限年月 (Filling possible period date)            胴部の許容傷深さ (Allowable damage depth of the body)            胴部以外の許容傷深さ (Allowable damage depth other than the body)         </p>									
<ul style="list-style-type: none"> <li>登録識別情報等通知書</li> <li>自動車検査証返納証明書</li> </ul>	<h4>容器再検査合格証票</h4> <table border="1" data-bbox="1243 1075 2237 1310"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器再検査合格証票</th> <th>検査実施者の名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再検査月</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月		再検査月	年 月	
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号								
再検査有効期限	年 月									
再検査月	年 月									

# 3 運行の用に供する自動車の装置内の容器等であったものの取扱い

## 3.2 容器の表示

### ○改正内容

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）

（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について I. 高圧ガス保安法関係

改正後	改正前
<p><u>第46条関係（表示）</u> 第1号中「<u>刻印等がされたとき</u>」には、法第49条の4の2の規定に基づき、<u>容器が高圧ガス保安法の適用を受けることとなり、道路運送車両法上の表示が高圧ガス保安法上の刻印と見なされたときも含まれる。</u></p>	<p>（新設）</p>

# 3 運行の用に供する自動車の装置内の容器等であったものの取扱い

## 3.2 容器の表示

### ◆ 解説

#### 高圧法第46条（表示）【抜粋】

容器の所有者は、次に掲げるときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、表示をしなければならない。

一 容器に刻印等がされたとき。

高圧法第46条では、容器に刻印等がされたとき等にその容器に表示をしなければならない旨を規定している。車両法から高圧法へ適用が移った場合、高圧法第49条の4の2により車両法に基づいた表示を高圧法の刻印とみなすこととなるが、その場合も「刻印等がされたとき」に含まれるものとし、容器に表示をしなければならない旨を規定している。

# 3 運行の用に供する自動車の装置内の容器等であったものの取扱い

## 3.3 再検査期間の引継ぎ

### ○改正内容

#### 容器保安規則

改正後	改正前
<p>(容器再検査の期間)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第一項の規定にかかわらず、法第三条第一項第五号に規定する自動車に装置された状態で圧縮天然ガス、圧縮水素又は液化天然ガスを充填する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器が最初に受ける容器再検査については、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日までの間をもって法第四十八条第一項第五号の期間とすることができる。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(容器再検査の期間)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p>

# 3 運行の用に供する自動車の装置内の容器等であったものの取扱い

## 3.3 再検査期間の引継ぎ

### ○改正内容

#### 容器保安規則

改正後	改正前
<p>(附属品再検査の期間) 第二十七条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第三条第一項第五号に規定する自動車に装置された状態で圧縮天然ガス、圧縮水素又は液化天然ガスを充填する<u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器</u>に装置されている附属品が最初に受ける附属品再検査については、自動車登録規則第六条の十六第二号の規定により交付を受けた<u>登録識別情報等通知書</u>又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた<u>自動車検査証返納証明書</u>に記載された有効期間の満了する日までの間をもって法第四十八条第一項第三号の期間とすることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(附属品再検査の期間) 第二十七条 (略) (新設)</p> <p>2 (略)</p>



# 3 運行の用に供する自動車の装置内の容器等であったものの取扱い

## 3.3 再検査期間の引継ぎ

### ○改正内容

#### 国際相互承認に係る容器保安規則

改正後	改正前
<p>(容器再検査の期間) 第二十四条 (略) 2 (略) 3 <u>第一項の規定にかかわらず、法第三条第一項第五号に規定する自動車に装置された状態で圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを充填する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器が最初に受ける容器再検査については、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日までの間をもって法第四十八条第一項第五号の期間とすることができる。</u> 4 (略)</p>	<p>(容器再検査の期間) 第二十四条 (略) 2 (略) (新設)          3 (略)</p>

# 3 運行の用に供する自動車の装置内の容器等であったものの取扱い

## 3.3 再検査期間の引継ぎ

### ○改正内容

#### 国際相互承認に係る容器保安規則

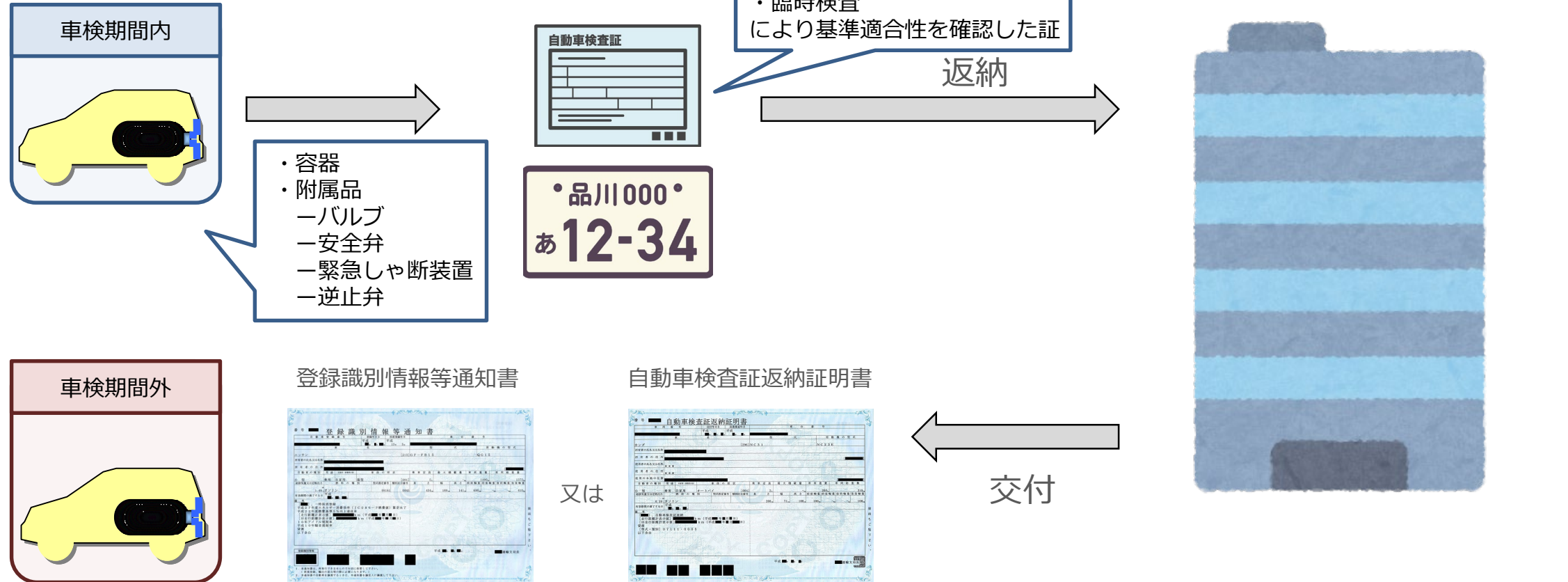
改正後	改正前
<p>(附属品再検査の期間)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第三条第一項第五号に規定する自動車に装置された状態で圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを充填する<u>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器</u>に装置されている附属品が最初に受ける附属品再検査については、自動車登録規則第六条の十六第二号の規定により交付を受けた<u>登録識別情報等通知書</u>又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた<u>自動車検査証返納証明書</u>に記載された有効期間の満了する日までの間をもって法第四十八条第一項第三号の期間とすることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(附属品再検査の期間)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>

# 3 運行の用に供する自動車の装置内の容器等であったものの取扱い

## 3.3 再検査期間の引継ぎ

### ◆ 解説

#### 一時抹消登録の流れ



# 3 運行の用に供する自動車の装置内の容器等であったものの取扱い

## 3.3 再検査期間の引継ぎ

### ◆ 解説

登録識別情報等通知書とは・・・

一時的に車検の登録を停止する場合、「一時抹消登録」手続きを行うこととなるが、その際に交付される書類

番号 ■■■■ 登録識別情報等通知書

自動車登録番号	登録年月日	初度登録年月	車台番号
■■■■■	平成 ■■■年 ■■月 ■■日	平成 13年 3月	■■■■■
車名	型式	原動機の型式	
ニッサン	[213]GF-FB15	QG15	
所有者の氏名又は名称	■■■■■		
所有者の住所	■■■■■		
自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
小型	乗用	自家用	箱型
総排気量又は定格出力	燃料の種別	型式指定番号	類別区分番号
1.40 L ガソリン	■	09161	0045
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
5人	■ kg	1100 kg	1375 kg
長さ	幅	高さ	前前軸重
434 cm	169 cm	141 cm	690 kg
			前後軸重
			■ kg
			■ kg
			410 kg

有効期間の満了する日 平成 ■■■年 ■■月 ■■日

■■■■、一時抹消登録  
平成27年度エネルギー消費効率（JC08モード燃費値）算定未了  
平成22年度燃費基準5%向上達成車  
〔走行距離計表示値〕■■■■ km（平成■■■年■■■月■■■日）  
〔旧走行距離計表示値〕■■■■ km（平成■■■年■■■月■■■日）  
10年アイドル規制車  
平成10年騒音規制車  
貸渡  
以下余白

平成 ■■■年 ■■月 ■■日 ■■■■運輸支局長

裏面もご覧下さい。

登録識別情報  
■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■

- 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。  
（新規登録、輸出の届出等の際に必要なになります。）
- 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

有効期間の満了する日

# 3 運行の用に供する自動車の装置内の容器等であったものの取扱い

## 3.3 再検査期間の引継ぎ

### ◆ 解説

自動車検査証返納証明書とは・・・

「一時抹消登録」する車両が軽自動車又は二輪の小型自動車の場合に交付される書類

自動車検査証返納証明書

車 両 番 号		交 付 年 月 日	初 度 検 査 年 月	車 台 番 号	
[ ]		平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日	平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日	[ ]	
車 名		型 式	原 動 機 の 型 式		
ホンダ		[296] NC 3 1	NC 2 3 E		
所有者の氏名又は名称					
所有者の住所					
使用者の氏名又は名称					
使用者の住所					
使用の本拠の位置					
自動車の種別	用途	自家用、事業用の別	車体の形状	乗車定員	最大積載量
小型	乗用	自家用	オートバイ	2人	200kg
総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号	長	幅
0.39	ガソリン	[004]		208	71
				108	100
				100	100
有効期間の満了する日					
平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日					
[ ]、自動車検査証返納					
[走行距離計表示値] [ ] km (平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日)					
[旧走行距離計表示値] [ ] km (平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日)					
貸渡					
[型式・類別] 0 7 1 1 1 ・ 0 0 0 5					
以下余白					

裏面もご覧下さい。

平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

[ ] 運輸支局長

有効期間の満了する日

# 3 運行の用に供する自動車の装置内の容器等であったものの取扱い

## 3.4 車載容器総括証票の取扱い

### ○改正内容

#### 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示

改正後	改正前
<p>(表示の方式)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 自動車又は二輪自動車に装置した容器にあつては、はがれるおそれのない様式第三（低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては様式第三の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては様式第三の三、低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては様式第三の四）に定める車載容器総括証票（自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間を満了する日を確認できるものにあつては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）様式第3の2又は様式第6の2から様式第6の4までに定める車載容器総括証票）を燃料充填口近傍へ貼付すること。</p> <p>へ (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(表示の方式)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 自動車又は二輪自動車に装置した容器にあつては、はがれるおそれのない様式第三（低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては様式第三の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては様式第三の三、低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては様式第三の四）に定める車載容器総括証票を燃料充填口近傍へ貼付すること。</p> <p>へ (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>

# 3 運行の用に供する自動車の装置内の容器等であったものの取扱い

## 3.4 車載容器総括証票の取扱い

### ○改正内容

#### 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示

改正後	改正前
<p>(表示の方式)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 自動車に装置した国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、はがれるおそれのない様式第三に定める車載容器総括証票（自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間を満了する日を確認できるものにあつては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）様式第3に定める車載容器総括証票）を燃料充填口近傍へ貼付すること。</p> <p>四 自動車に装置した国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、はがれるおそれのない様式第四に定める車載容器総括証票（自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間を満了する日を確認できるものにあつては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）様式第3に定める車載容器総括証票）を燃料充填口近傍へ貼付すること。</p> <p>五 (略)</p>	<p>(表示の方式)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 自動車に装置した国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、はがれるおそれのない様式第三に定める車載容器総括証票を燃料充填口近傍へ貼付すること。</p> <p>四 自動車に装置した国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、はがれるおそれのない様式第四に定める車載容器総括証票を燃料充填口近傍へ貼付すること。</p> <p>五 (略)</p>

### 3 運行の用に供する自動車の装置内の容器等であったものの取扱い

#### 3.4 車載容器総括証票の取扱い

##### ◆解説

車両法の基準に基づき貼付された車載容器総括証票には「検査有効期限」の欄が存在しない。  
車両法から高圧法へ適用が移った場合、車載容器総括証票を貼り直さなければならないが、  
登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書により検査有効期限が確認できる場合にあっては、  
車両法に基づき貼付された証票を高圧法においても認める旨を規定している。

#### 高圧法

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力(MFP)	
公称使用圧力(NWP)	
検査有効期限	年 月

#### 車両法

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力(MFP)	
公称使用圧力(NWP)	



## 3 運行の用に供する自動車の装置内の容器等であったものの取扱い

### 3.5 所有者の表示

#### ◆補足

容器則細目告示第1条第2項第3号（表示の方式）【抜粋】

へ 容器の外面の見やすい箇所に規則第十条第一項第三号の氏名等（以下「氏名等」という。）を記載した票紙であってはがれるおそれのないものを貼付すること。

国際容器則第7条第1項第1号（表示の方式）【抜粋】

一 容器の外面の見やすい箇所に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあっては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を記載した票紙であってはがれるおそれのないものを貼付すること。

- 車両法では、容器の所有者と自動車の所有者は同一であり、自動車の所有者は自動車検査証により確認できるという考えから、容器への所有者の表示を求めていない。
- 高圧法適用となると、自動車検査証は有効でなくなり、容器の所有者が分からなくなってしまったため、容器の外面に「氏名又は名称、住所及び電話番号を記載した票紙」を貼付しなければならない。

# 4 その他

## 4.1 自動車の装置内の容器のくず化

### ○改正内容

#### 高圧ガス保安法

改正後	改正前
<p>(くず化その他の処分)</p> <p>第五十六条 経済産業大臣は、容器検査に合格しなかった容器がこれに充填する高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第四十四条第四項の規格に適合しないと認めるときは、その所有者に対し、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 容器の所有者は、容器再検査に合格しなかった容器について三月以内に第五十四条第二項の規定による刻印等がされなかつたときは、遅滞なく、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分しなければならない。</p> <p>4 前三項の規定は、附属品検査又は附属品再検査に合格しなかつた附属品について準用する。(略)</p> <p>5 <u>第一項及び第三項の規定は自動車の装置内の容器であつて自動車の装置に組み込まれるものでなくなったもののうち第四十九条の四の二に規定する表示がされていないものについて、前項の規定は自動車の装置内の容器の附属品であつて自動車の装置に組み込まれるものでなくなったもののうち当該表示がされていないものについて、それぞれ準用する。</u> <u>この場合において、同項中「前三項」とあるのは「第一項及び前項」と、「第一項及び第二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 (略)</p>	<p>(くず化その他の処分)</p> <p>第五十六条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略)</p>

# 4 その他

## 4.1 自動車の装置内の容器のくず化

### ○改正内容

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）

（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について I. 高圧ガス保安法関係

改正後	改正前
<p>第56条関係（くず化その他の処分）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）第5項中「<u>自動車の装置内の容器あって自動車の装置に組み込まれるものでなくなつたものうち第49条の4の2に規定する表示がされていないもの</u>」とは、<u>第49条の4の2各号に掲げる検査に相当する道路運送車両法上の検査に合格しなかつたものをいう。</u></p>	<p>第56条関係（くず化その他の処分）</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p>



# 燃料電池関連規制見直しに係る新制度の説明 容器保安規則等関係の説明は以上となります

ご視聴いただきありがとうございました